

2006年度 大学院法務研究科
法学既修者認定試験
刑事訴訟法
(問 題)

第1問

被告人は暴力団 P 組に属するものであるが、同じく暴力団 Q 組との間に抗争事件が発生した。捜査官 A は兇器準備集合罪の嫌疑で捜査を進めていたが、折しも、本件対立抗争事件発生直後に、被疑者 B が傷の手当てを受けるため、X 病院に搬送されたとの情報を得た。そこで、A は直ちに本件抗争事件についての事情聴取を行うため、右病院に赴き、診察待ちのため廊下にいた B に対し、警察手帳を示した上、負傷した原因、住所、氏名、年齢等を質問したが、同人は全くこれに答えようとしなかった。そこで、A は、犯人の特定及び負傷状況の証拠保全の目的で、廊下にいた B の容貌、姿態の写真を三枚撮影するとともに、さらに、担当医師の許可を得て、治療中の同人の写真を三枚撮影した。本件写真撮影は適法か。

第2問

A の検察官に対する供述調書につき検察官から証拠調べ請求がなされ、被告人はこの調書を証拠として取り調べることに同意した。被告人は、この調書の証明力を争う目的で、A の証人尋問を請求することができるか。